

周南市斎場条例の一部を改正する条例制定について

周南市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月2日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市斎場条例の一部を改正する条例

周南市斎場条例（平成15年周南市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

大津島火葬場	周南市大字大津島1705番地の1
--------	------------------

」

を削る。

第4条第1項中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条中「補てんし」を「補填し」に改め、同条を第9条とし、第10条の2を第10条とする。

別表第1中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、「大津島火葬場の使用は無料とする。」を削る。

別表第2中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(参 考)

周南市斎場条例新旧対照表

現行	改正案														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 火葬施設（以下これらを総称して「斎場」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>新南陽斎場</td><td>周南市大字米光2185番地</td></tr><tr><td>鹿野斎場</td><td>周南市大字鹿野上3456番地</td></tr><tr><td>大津島火葬場</td><td>周南市大字大津島1705番地の1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	新南陽斎場	周南市大字米光2185番地	鹿野斎場	周南市大字鹿野上3456番地	大津島火葬場	周南市大字大津島1705番地の1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 火葬施設（以下これらを総称して「斎場」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>新南陽斎場</td><td>周南市大字米光2185番地</td></tr><tr><td>鹿野斎場</td><td>周南市大字鹿野上3456番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	新南陽斎場	周南市大字米光2185番地	鹿野斎場	周南市大字鹿野上3456番地
名称	位置														
新南陽斎場	周南市大字米光2185番地														
鹿野斎場	周南市大字鹿野上3456番地														
大津島火葬場	周南市大字大津島1705番地の1														
名称	位置														
新南陽斎場	周南市大字米光2185番地														
鹿野斎場	周南市大字鹿野上3456番地														
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 斎場を使用しようとする者は、市長（ペット火葬施設にあっては、指定管理者。以下次項、第6条第1項及び第9条第2項において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遺骨等の処理)</p> <p>第7条 <u>大津島火葬場の使用者は、自ら死体を火葬に付し、あらかじめ定められたところにより、遺骨及び残灰等を処理しなければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 斎場を使用しようとする者は、市長（ペット火葬施設にあっては、指定管理者。以下次項、第6条第1項及び第8条第2項において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>														

現行	改正案																								
<p>(遺骨の引取り等)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用者の損害賠償責任)</p> <p><u>第10条</u> 使用者は、斎場の施設又は器材器具を損傷し、又は滅失したときは、その負担においてこれを<u>補てん</u>し、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(市長による直営)</p> <p><u>第10条の2</u> (略)</p> <p>別表第1 (<u>第8条関係</u>)</p> <p style="padding-left: 20px;">火葬施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">単位</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">使用料(単位:円)</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">摘要</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">市内住民</th> <th style="width: 5%;">市外住民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: top;">大津島火葬場の使用は無料とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">葬儀場(新南陽斎場に限る。)</p>	区分	単位	使用料(単位:円)		摘要	市内住民	市外住民	(略)				大津島火葬場の使用は無料とする。	<p>(遺骨の引取り等)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用者の損害賠償責任)</p> <p><u>第9条</u> 使用者は、斎場の施設又は器材器具を損傷し、又は滅失したときは、その負担においてこれを<u>補填</u>し、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(市長による直営)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>別表第1 (<u>第7条関係</u>)</p> <p style="padding-left: 20px;">火葬施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">単位</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">使用料(単位:円)</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">摘要</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">市内住民</th> <th style="width: 5%;">市外住民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">葬儀場(新南陽斎場に限る。)</p>	区分	単位	使用料(単位:円)		摘要	市内住民	市外住民	(略)				
区分			単位	使用料(単位:円)		摘要																			
	市内住民	市外住民																							
(略)				大津島火葬場の使用は無料とする。																					
区分	単位	使用料(単位:円)		摘要																					
		市内住民	市外住民																						
(略)																									

現行	改正案
<div data-bbox="129 268 969 304" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="159 323 618 355">霊安室（新南陽斎場に限る。）</p>	<div data-bbox="1137 268 1973 304" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="1167 323 1626 355">霊安室（新南陽斎場に限る。）</p>
<div data-bbox="129 379 969 416" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="159 432 331 464">備考（略）</p>	<div data-bbox="1137 379 1973 416" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="1167 432 1339 464">備考（略）</p>
<p data-bbox="129 486 477 518">別表第2（第8条関係）</p>	<p data-bbox="1137 486 1485 518">別表第2（第7条関係）</p>
<div data-bbox="129 523 969 560" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="159 576 331 608">備考（略）</p>	<div data-bbox="1137 523 1973 560" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="1167 576 1339 608">備考（略）</p>